

## 第40号議案

### 島根県迷惑行為防止条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和38年島根県条例第34号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この条例は、公衆に著しく迷惑をかける行為を防止し、もって県民及び滞在者の平穏な生活を保持することを目的とする。

（粗暴行為の禁止）

第2条 何人も、道路、公園、広場、駅、空港、埠頭<sup>ふ</sup>、興行場、飲食店その他の公共の場所（以下「公共の場所」という。）又は汽車、電車、バス、船舶、航空機その他の公共の乗物（以下「公共の乗物」という。）において、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 多数でうろつき、又はたむろして、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、言い掛かりをつけ、すごむ等不安を覚えさせるような言動をすること。

(2) 正当な理由がないのに、刃物（銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第22条の規定により携帯を禁止される刃物を除く。）、鉄棒、木刀その他の他人の身体に危害を加えるのに使用することができる物を通行人、入場者、乗客その他の公衆に不安を覚えさせるような方法で携帯すること。

2 何人も、祭礼又は興行その他の娯楽的催物に際し多数の人が集まっている公共の場所において、正当な理由がないのに、人を押しのけ、物を投げ、物を破裂させる等により、その場所における混乱を誘発し、又は助長するような行為をしてはならない。

（たかり行為の禁止）

第3条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、通行人、入場者、乗客その他の公衆に対し、つきまとい、言い掛かりをつけ、すごむ等迷惑を覚えさせるような言動により、金品を要求してはならない。

( 卑わいな行為の禁止 )

第 4 条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、人を著しく羞恥<sup>しゅう</sup>させ、又は人に不安を覚えさせるような方法で次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 衣服その他の身に着ける物（以下「衣服等」という。）の上から又は直接に人の身体に触れること。
- (2) 人の下着又は身体（これらのうち衣服等で覆われている部分に限る。以下次号及び次項において同じ。）を見ること。
- (3) 写真機、ビデオカメラその他これらに類する機器（以下「写真機等」という。）を使用して、人の下着又は身体の映像を記録すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、卑わいな言動をすること。

2 何人も、正当な理由がないのに、衣服等を透かして見ることのできる写真機等を使用して、公共の場所にいる人又は公共の乗物に乗っている人の下着又は身体を見、又はこれらの映像を記録してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、写真機等を使用して、公衆浴場、公衆便所、公衆が使用することができる更衣室その他公衆が通常衣服等の全部又は一部を着けない状態にいる場所における当該状態の人の姿態の映像を記録してはならない。

( 押売行為等の禁止 )

第 5 条 何人も、住居、店舗、事務所、事業所その他これらに類する場所（以下「住居等」という。）を戸別に訪れて、物品の販売、買受け若しくは交換、物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務の提供又は広告若しくは寄附の募集（以下「販売等」という。）を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 相手方に販売等を行うことを断られたにもかかわらず、速やかに立ち去らないこと。
- (2) 相手方又はその場に居合わせた者に対し、害を加えるような氣勢を示し、又は犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかす等不安を覚えさせるような言動をすること。

- (3) 相手方又はその場に居合わせた者に対し、不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (4) 相手方の住居等、建造物、器物等にいたずらをする事。
- (5) 相手方の承諾がないのに、玄関、勝手口、縁側、廊下、庭その他これらに類する場所にすわり込み、又はこれらの場所で物品を展示し、若しくはあさること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、相手方又はその場に居合わせた者に対し、困惑又は嫌悪の念を抱かせるような言動をすること。
- (7) 相手方に身分、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるおそれのある言動をすること。

( 不当な販売行為等の禁止 )

第 6 条 何人も、公共の場所又は公共の乗物において、不特定の者に対して販売等を行うに際し、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 犯罪の前歴を告げ、暴力的性行をほのめかす等不安を覚えさせるような言動をすること。
- (2) 不安を覚えさせるような著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (3) 身分、物品の内容その他の事実を著しく誤解させるおそれのある言動をすること。

( 不当な対価等の要求行為の禁止 )

第 7 条 何人も、相手方の依頼又は承諾がないのに、物品の作成若しくは配布をし、物品の加工若しくは修理、遊芸その他の役務を提供し、又は広告をして、その対価又は報酬を要求してはならない。

( 迷惑をかける景品買い行為の禁止 )

第 8 条 何人も、ぱちんこ屋又はその付近において、ぱちんこ屋の営業者が客に賞品として交付した物品を転売するため又は転売する目的を有する者に交付するため、うろつき、又はつきまとして、買い、又は買おうとしてはならない。

( 不当な客引行為等の禁止 )

第 9 条 何人も、公衆の目に触れるような場所において、不特定の者に対し、次

に掲げる行為をしてはならない。

(1) 人の性的好奇心をそそる見せ物、物品若しくは行為又はこれらを仮装したものの観覧、販売又は提供について、客引きをし、又は人に呼び掛け、若しくはビラ、パンフレットその他の物品を配布し、若しくは提示することによる客の誘引（以下「誘引」という。）をすること。

(2) 異性による接待（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第3項に規定する接待をいう。以下同じ。）をして酒類を伴う飲食をさせる行為又はこれを仮装したものの提供について、客引きをし、又は誘引（当該誘引に係る異性による接待が人の性的好奇心をそそるために人の下着又は身体に接触し、又は接触させる卑わいなものである場合に限る。）をすること。

(3) 前2号に掲げるもののほか、人の身体又は衣服をとらえ、所持品を取り上げ、進路に立ちふさがり、つきまとう等執ような方法で客引きをすること。

2 何人も、対償を供与し、又はその供与の約束をして、人に前項の規定に違反する行為をさせてはならない。

3 何人も、第1項第1号又は第2号の客引き又は誘引（以下この項において「客引き等」という。）の状況を勘案して客待ちの規制を行う必要性が高いと認められるものとして公安委員会規則で定める区域内的の公共の場所において、客引き等を行う目的で公衆の目に触れるような方法で客待ちをしてはならない。

4 警察官は、前項の規定に違反して客待ちをしていると認められる者に対し、当該客待ちをやめるべき旨を命ずることができる。

（ピンクビラ等の配布行為等の禁止）

第10条 何人も、公共の場所において、不特定の者に対し、次の各号のいずれかに該当する内容を掲載したものであって、電話番号その他の連絡先を記載したビラ、パンフレットその他の物品（以下「ピンクビラ等」という。）を配布してはならない。

(1) 人の性的好奇心をそそる、衣服を脱いだ人の姿態の写真又は絵

(2) 人の性的好奇心に応じてその人に接触する役務を表す卑わいな文言

2 何人も、公衆電話ボックス内、公衆便所内その他公衆の用に供する建築物内又は公衆の見やすい場所に、ピンクビラ等をはり付けその他の方法により掲示し、又は配置してはならない。

3 何人も、正当な理由がないのに、人の住居等又は自動車、自転車その他の乗物にピンクビラ等を配り、又は差し入れてはならない。

(入場券等の不当な売買行為の禁止)

第11条 何人も、入場券、観覧券その他公共の娯楽施設を利用し得る権利を証する物又は乗車券、急行券その他公共の運送機関を利用し得る権利を証する物(以下「入場券等」という。)を、不特定の者に転売するため又は不特定の者に転売する目的を有する者に交付するため、入場券等を公衆に発売する場所において、買い、又は公衆の列に加わって買おうとしてはならない。

2 何人も、転売する目的で得た入場券等を公共の場所において、不特定の者に、売り、又はつきまとして売ろうとしてはならない。

(モーターボート等による危険行為の禁止)

第12条 何人も、人が遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟が回遊する水面において、正当な理由がないのに、モーターボートその他の原動機を用いて推進する舟艇を蛇行して航行し、急転回し、疾走させる等により、遊泳し、又は手漕ぎのボートその他の小舟に乗っている者に対し、危険を覚えさせるような行為をしてはならない。

(嫌がらせ行為の禁止)

第13条 何人も、正当な理由がないのに、特定の者に対し、次に掲げる行為(ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第2条第1項に規定する感情を充足する目的で行われるものを除く。)を反復して行ってはならない。この場合において、第1号から第4号までに掲げる行為については、身体の安全、住居、勤務先、学校その他当該特定の者がその通常所在する場所の平穩若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせるような方法により行われる場合に限るものとする。

- (1) つきまとい、待ち伏せし、進路に立ちふさがり、住居、勤務先、学校その他その通常所在する場所の付近において見張りをし、又はこれらの場所に押し掛けること。
- (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (3) 面会その他の義務のないことを行うことを要求すること。
- (4) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
- (5) 電話をかけて何も告げず、又は拒まれたにもかかわらず、連続して、電話をかけ、若しくはファクシミリ装置を用いて送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心<sup>しゆう</sup>を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心<sup>しゆう</sup>を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

(罰則)

第14条 第4条又は前条の規定に違反した者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

2 第2条、第3条、第5条から第8条まで、第9条第1項若しくは第2項又は第10条から第12条までの規定のいずれかに違反した者は、50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

3 第9条第4項の規定による警察官の命令に違反した者は、20万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。

4 常習として第1項の違反行為をした者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

5 常習として第2項の違反行為をした者は、6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第15条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条第2項（第9条第1項若しくは第2項又は第10条に係る部分に限る。）又は前条第3項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、当該各項の罰金刑を科する。

（適用上の注意）

第16条 この条例の適用に当たっては、県民及び滞在者の権利を不当に侵害しないように留意し、その本来の目的を逸脱して他の目的のためにこれを濫用することがあってはならない。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成19年6月1日から施行する。

（押売等の防止に関する条例の廃止）

2 押売等の防止に関する条例（昭和33年島根県条例第16号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この条例の施行前にした行為に対する改正前の公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例又は前項の規定による廃止前の押売等の防止に関する条例に規定する罰則の適用については、なお従前の例による。